

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）  
の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書  
（その10）の一部補正について

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備、  
計測制御系統施設の構造及び設備  
及び放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備の一部変更

令和元年10月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構



令 0 1 原機 ( 科 研 ) 0 1 4

令 和 元 年 1 0 月 3 1 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設 ( JRR-3 原子炉施設 ) の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書 ( その 1 0 ) の一部補正について

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備、  
計測制御系統施設の構造及び設備  
及び放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備の一部変更

平成31年4月2日付け31原機 ( 科 研 ) 001をもって申請 ( 令和元年6月26日付け令01原機 ( 科 研 ) 005、令和元年8月8日付け令01原機 ( 科 研 ) 007をもって一部補正 ) しました国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設 ( JRR-3原子炉施設 ) の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書 ( その 1 0 ) について、下記のとおり一部補正いたします。



## 記

### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 名 称    | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構     |
| 住 所    | 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 |
| 代表者の氏名 | 理事長 児玉 敏雄               |

### 2. 変更に係る事業所の名称及び所在地

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 名 称   | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構<br>原子力科学研究所 |
| 所 在 地 | 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4            |

### 3. 変更に係る原子炉施設の区分並びに設計及び工事の方法

|               |  |
|---------------|--|
| 区 分           | 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備<br>計測制御系統施設の構造及び設備<br>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 |
| 設計及び工事<br>の方法 | 別紙のとおり   |

### 4. 設計及び工事に係る品質管理の方法等

「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するよう、変更に係る設計及び工事の品質管理を行う。

### 5. 変更理由

平成 24 年 6 月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備、計測制御系統施設の構造及び設備及び放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備の見直しを行う。

### 6. 分割申請の理由

JRR-3 原子炉施設の設計及び工事の方法の認可申請対象は、表 1 に示す項目であるが、工事に要する期間等を考慮し、分割して行う。本申請では、「ステンレス製密封容器の構造（密封性）」、「ケーブルの分離設備の設置（建家貫通部）」及び「保管廃棄施設の設置」について

申請するものである。本申請の分割申請の妥当性を別添 1 に示す。

#### 7. 別紙の一部補正

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書（その 1 0）の別紙を以下のとおり一部補正する。

設計及び工事の方法（第 4 編 消火設備の設置）、添付書類 1-4 及び添付書類 4 を削除し、添付書類 5 を別添 2 のとおり添付書類 4 に変更する。なお、設計及び工事の方法（第 1 編 ステンレス製密封容器の構造（密封性）、第 2 編 ケーブル分離設備の設置（建家貫通部）及び第 3 編 保管廃棄施設の設置）、添付書類 1-1、添付書類 1-2、添付書類 1-3、添付書類 2 及び添付書類 3 は変更しない。

以上

表1 JRR-3原子炉施設設工認申請対象の施設区分と項目\*

| 施設区分               |                           |                       |                        | 分割申請回数             | 今回の申請 | 備考 |
|--------------------|---------------------------|-----------------------|------------------------|--------------------|-------|----|
| 設工認申請              | 設置許可申請                    |                       |                        |                    |       |    |
| イ 原子炉本体            | ハ 原子炉本体の構造及び設備            | (1)炉心(i)構造            | 炉心等の構造(耐震性)            | その11               | 申請済   | 既設 |
|                    |                           | (4)原子炉容器(i)構造         | 原子炉プールの構造(耐震性)         | その11               | 申請済   | 既設 |
| ロ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 | ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造        | (1)耐震構造               | 使用済燃料貯槽室の耐震改修(耐震性)     | その3                | 申請済   | 改造 |
|                    |                           |                       | 燃料管理施設の耐震改修(耐震性)       | その3                | 申請済   | 改造 |
|                    |                           |                       | 使用済燃料貯蔵施設の耐震設計(耐震性)    | その2                | 申請済   | 既設 |
|                    |                           | (3)その他の主要な構造          | 使用済燃料貯槽室の構造(外部事象影響)    | その12               |       | 既設 |
|                    |                           |                       | 燃料管理施設の構造(外部事象影響)      | その12               |       | 既設 |
|                    |                           |                       | 使用済燃料貯蔵施設の構造(外部事象影響)   | その12               |       | 既設 |
|                    | ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 | (2)核燃料物質貯蔵設備の構造       | 核燃料物質貯蔵設備の構造(耐震性)      | その12               |       | 既設 |
|                    |                           |                       | ステンレス製密封容器の構造(密封性)     | その10               | ○     | 既設 |
|                    |                           |                       | 使用済燃料プール等の構造(耐震性)      | その11               | 申請済   | 既設 |
| ハ 原子炉冷却系統施設        | ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造        | (1)耐震構造               | 冷却塔の耐震改修(耐震性)          | その6                | 申請済   | 改造 |
|                    | ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備        | (1)1次冷却設備(ii)主要な機器の構造 | 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備の設置   | その7                | 申請済   | 追加 |
|                    |                           |                       | 1次冷却系設備の構造(耐震性)        | その12               |       | 既設 |
|                    |                           | (2)2次冷却設備             | 2次冷却系設備の構造(耐震性)        | その12               |       | 既設 |
|                    |                           | (4)その他の主要な事項(i)重水冷却設備 | 重水冷却設備の構造(耐震性)         | その12               |       | 既設 |
|                    |                           |                       | (4)その他の主要な事項(ii)冠水維持設備 | サイフォンブレイク弁の構造(耐震性) | その12  |    |
|                    |                           | 原子炉プールの構造(耐震性)        |                        | その11               | 申請済   |    |

| 施設区分          |                      |                   |                      | 分割申請回数 | 今回の申請 | 備考 |
|---------------|----------------------|-------------------|----------------------|--------|-------|----|
| 設工認申請         | 設置許可申請               |                   |                      |        |       |    |
| ハ 原子炉冷却系統施設   | ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備   | (4)その他の主要な事項      | 原子炉プール溢流タンクの構造（耐震性）  | その12   |       | 既設 |
| ニ 計測制御系統施設    | ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造   | (1)耐震構造           | 原子炉制御棟の耐震改修（耐震性）     | その2    | 申請済   | 改造 |
|               |                      | (3)その他の主要な構造      | 原子炉制御棟の構造（外部事象影響）    | その12   |       | 既設 |
|               | ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備    | (2)安全保護回路         | ケーブルの分離設備の設置（建家貫通部）  | その10   | ○     | 追加 |
|               |                      |                   | 核計装案内管等の構造（耐震性）      | その12   |       | 既設 |
|               |                      | (3)制御設備           | 制御棒等の構造（耐震性）         | その12   |       | 既設 |
|               |                      |                   | 制御棒駆動装置の一部更新         | その8    | 申請済   | 改造 |
|               |                      | (4)非常用制御設備        | 重水ダンプ弁の構造（耐震性）       | その12   |       | 既設 |
| (5)その他の主要な事項  | 中央制御室外原子炉停止盤         | その12              |                      | 既設     |       |    |
| ホ 放射性廃棄物の廃棄施設 | ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造   | (1)耐震構造           | 排気筒の耐震改修（耐震性）        | その3    | 申請済   | 改造 |
|               |                      | (3)その他の主要な構造      | 排気筒の構造（外部事象影響）       | その12   |       | 既設 |
|               | ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 | (2)液体廃棄物の廃棄設備     | 廃液貯槽の漏えい検知器の設置       | その1    | 申請済   | 追加 |
|               |                      | (3)固体廃棄物の廃棄設備     | 保管廃棄施設の設置            | その10   | ○     | 既設 |
| ヘ 放射線管理施設     | チ 放射線管理施設の構造及び設備     | (2)屋外管理用の主要な設備の種類 | モニタリングポスト等の情報伝達設備の付加 | その1    | 申請済   | 追加 |
| ト 原子炉格納施設     | ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造   | (1)耐震構造           | 原子炉建家屋根の耐震改修（耐震性）    | その4    | 申請済   | 改造 |
|               |                      | (3)その他の主要な構造      | 原子炉建家の構造（外部事象影響）     | その12   |       | 既設 |



| 施設区分                  |                              |                                  |                           | 分割申請回数 | 今回の申請 | 備考    |
|-----------------------|------------------------------|----------------------------------|---------------------------|--------|-------|-------|
| 設工認申請                 | 設置許可申請                       |                                  |                           |        |       |       |
| ト 原子炉格納施設             | リ 原子炉格納施設の構造及び設備             | (3) その他の主要な事項<br>(i) 原子炉建家換気空調設備 | 原子炉建家換気空調設備の構造 (耐震性)      | その12   |       | 既設    |
|                       |                              | (3) その他の主要な事項<br>(ii) 非常用排気設備    | 非常用排気設備の構造 (耐震性)          | その12   |       | 既設    |
| チ その他試験研究用等原子炉施設の附属施設 | ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造           | (1) 耐震構造                         | 実験利用棟及びコンプレッサ棟の耐震改修 (耐震性) | その5    | 申請済   | 改造    |
|                       |                              | (3) その他の主要な構造                    | 実験利用棟の構造 (外部事象影響)         | その12   |       | 既設    |
|                       | ヌ その他試験研究用等原子炉施設の附属施設の構造及び設備 | (1) 非常用電源設備の構造<br>(i) 無停電電源装置    | 静止型インバータ装置の更新             | その9    | 申請済   | 改造    |
|                       |                              | (2) 主要な実験設備の構造<br>(ii) 照射利用設備    | 照射設備の構造 (耐震性)             | その12   |       | 既設    |
|                       |                              | (2) 主要な実験設備の構造<br>(iii) CNS      | クライオスタットの構造 (耐震性)         | その12   |       | 既設    |
|                       |                              | (2) 主要な実験設備の構造<br>(iv) その他の附属設備  | 炉室詰替セル等の構造 (耐震性)          | その12   |       | 既設    |
|                       |                              | (3) 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止のための設備  | 冠水維持機能喪失時給水設備の設置          | その7    | 申請済   | 追加    |
|                       |                              | (4) その他主要な事項                     | 安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯の設置 | その7    | 申請済   | 既設、追加 |
|                       | JRR-3内の通信連絡設備の設置             | その1                              | 申請済                       | 既設     |       |       |

| 施設区分                  |                              |             |                         | 分割申請回数 | 今回の申請 | 備考 |
|-----------------------|------------------------------|-------------|-------------------------|--------|-------|----|
| 設工認申請                 | 設置許可申請                       |             |                         |        |       |    |
| チ その他試験研究用等原子炉施設の附属施設 | ヌ その他試験研究用等原子炉施設の附属施設の構造及び設備 | (4)その他主要な事項 | J R R - 3 外の通信連絡設備の設置   | その 1   | 申請済   | 既設 |
|                       |                              |             | 消火設備の設置 (ハロゲン化物消火設備を除く) | その 7   |       | 既設 |
|                       |                              |             | 消火設備の設置 (ハロゲン化物消火設備)    | その 9   | 申請済   | 既設 |

※今後の進捗に応じて、項目や分割内容を変更する可能性がある。

別添 1

JRR-3 分割設工認その 10 の分割申請の妥当性について

1. 設工認その 10 の申請内容について

- ・ 第 1 編 ステンレス製密封容器の構造（密封性）
- ・ 第 2 編 ケーブルの分離設備の設置（建家貫通部）
- ・ 第 3 編 保管廃棄施設の設置

2. 設工認その 10 の技術基準適合性の説明を要する範囲について

これまでに実施した審査会合での議論を踏まえ、設工認その 10 にて説明を要する技術基準の条項は以下のとおり。

|       | 技術基準の条項              | 項・号                       | 備考                   |
|-------|----------------------|---------------------------|----------------------|
| 第 1 編 | 第 6 条の 2（津波による損傷の防止） | —                         | H31. 4 月申請時の申請書に記載あり |
| 第 2 編 | 第 1 3 条（安全設備）        | 第 1 項第 2 号<br>第 1 項第 4 号イ | H31. 4 月申請時の申請書に記載あり |
|       | 第 2 2 条（安全保護回路）      | 第 1 項 4 号                 |                      |
| 第 3 編 | 第 2 6 条（保管廃棄設備）      | 第 1 項第 1 号、<br>第 2 項      | H31. 4 月申請時の申請書に記載あり |

3. 設工認その 10 の申請設備機器及び適合性説明を要する設備機器一覧

設工認その 10 の申請設備機器及び適合性説明を要する設備機器は以下に示すとおり。

| 設備機器名      |                |            | 備考                                      |
|------------|----------------|------------|---|
| 使用済燃料貯蔵設備  | 使用済燃料貯蔵施設（北地区） | ステンレス製密封容器 | 既設（津波対策に係る部分のみを申請対象とした）                 |
| 計測制御系統施設   | 安全保護回路         | ケーブルの分離設備  | 新設（建家貫通部のみを申請対象とした）                     |
| 固体廃棄物の廃棄設備 | 保管廃棄施設         |            | 既設であるが、設置時に保管廃棄施設として認可を受けていないため、新たに申請した |

#### 4. 技術基準から見た設工認その10と他の分割設工認との分離について

##### 4. 1 第1編 ステンレス製密封容器の構造（密封性）

###### 1) 技術基準第6条の2（津波による損傷の防止）について

本条項は適合性の説明を要する新規要求事項であるため、ステンレス製密封容器の構造について適合性を示した。なお、使用済燃料貯蔵施設（北地区）に係る津波対策に関しては、原子炉設置変更許可審査時にステンレス製密封容器の構造で担保すると説明し許可を頂いているため、その他に津波対策を考慮すべき設備機器は存在しない。また、使用済燃料貯蔵施設（北地区）以外の JRR-3 原子炉施設に関しては津波到達のおそれはないため考慮不要である。

##### 4. 2 第2編 ケーブルの分離設備の設置（建家貫通部）

###### 1) 技術基準第13条（安全設備）について

第1項第1号については、本申請の申請範囲はケーブルの分離設備であるため、本号への適合性の説明を要しない。なお、JRR-3の安全保護回路については他の原子炉と共用又は相互に接続することはない。

第1項第2号については、適合性の説明を要する新規要求事項であるため、燃焼保護具によって安全保護回路の独立性を確保することを説明した。なお、多重性、多様性及び電源の考慮に関してはケーブルの分離設備の設計要求事項ではなく、安全保護回路の設計要求事項であるため、分離することが出来る。

第1項第3号については、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に、ケーブルの分離設備が設置されている建家貫通部の環境が変化するような事象は起こらない。

第1項第4号イについては、適合性の説明を要する新規要求事項であるため、ケーブルの分離設備に難燃性の材料を用いることを示した。

第1項第4号ロ及びハについては、ケーブルの分離設備は火災の影響を受けるおそれがないため、適合性の説明を要しない。

第1項第5号については本申請の申請範囲外である。

第1項第6号については、ケーブルの分離設備周辺には飛散物となりうる物が存在しないため、適合性の説明を要しない。

###### 2) 技術基準第22条（安全保護回路）について

本申請に係るケーブルの分離設備が持つ機能は、建家貫通部の安全保護回路を火災から防護することと建家貫通部において安全保護回路を物理的に独立させることであるため、第1項第1号から第3号まで及び第1項第5号から第8号までの適合性の説明を要しない。

第1項第4号については、適合性の説明を要する新規要求事項であるため、建家貫通部においてケーブルの分離設備を用いて安全保護回路を物理的に分離することを示した。

#### 4. 3 第3編 保管廃棄施設の設置

##### 1) 技術基準第26条（保管廃棄設備）について

第1項第1号については、適合性の説明を要する新規要求事項であるが、保管廃棄施設の容量と施設内での廃棄物の関係に関しては施設の管理運用の中で管理するものであるため、本申請では保管廃棄施設の容量を申請書に記載し、その管理運用については保安規定で定めることを添付書類として追加した。

第1項第2号については、新規要求事項ではあるが、本申請は固体廃棄物の保管場所を申請したものであり、その漏えい防止に関しては施設の管理運用の中で担保するものであるため、適合性の説明を要しない。

第1項第3号については、JRR-3原子炉施設では崩壊熱が発生するような固体廃棄物は生じない。また、化学薬品の影響その他の要因による腐食に関しては施設の管理運用の中で担保するものであるため、適合性の説明を要しない。

第2項については、適合性の説明を要する事項であるが、漏えい防止に関しては施設の管理運用の中で担保するため、その管理運用を保安規定で定めることを申請書に記載した。

上記の整理に従い、設工認その10が他のJRR-3分割設工認と独立し、分離できると判断できるため、設工認その10を分割申請した。

以上



別添2

別紙

## 設計及び工事の方法

第1編 ステンレス製密封容器の構造（密封性）

第2編 ケーブルの分離設備の設置（建家貫通部）

第3編 保管廃棄施設の設置





## 第1編 ステンレス製密封容器の構造（密封性）

## 目 次

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 1. 構成及び申請範囲 .....    | 本 1-1 |
| 2. 準拠した基準及び規格 .....  | 本 1-2 |
| 3. 設計 .....          | 本 1-2 |
| 3.1 設計条件 .....       | 本 1-2 |
| 3.2 設計仕様 .....       | 本 1-2 |
| 4. 工事の方法 .....       | 本 1-5 |
| 4.1 工事の方法及び手順 .....  | 本 1-5 |
| 4.2 試験検査項目及び方法 ..... | 本 1-5 |

## 1. 構成及び申請範囲

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設は、次の各設備から構成される。

- (1) 核燃料物質取扱設備
- (2) 核燃料物質貯蔵設備

上記のうち(2)核燃料物質貯蔵設備は、次の各設備から構成される。

- (i) 未使用燃料貯蔵設備
- (ii) 使用済燃料貯蔵設備

上記のうち(ii)使用済燃料貯蔵設備は、次の場所に設けられる。

- a. 使用済燃料プール
- b. 使用済燃料貯槽 No. 1
- c. 使用済燃料貯槽 No. 2
- d. 使用済燃料貯蔵施設（北地区）

今回申請する範囲は、(2)核燃料物質貯蔵設備の(ii)使用済燃料貯蔵設備のうち d. 使用済燃料貯蔵施設（北地区）のステンレス製密封容器（以下、「密封容器」という。）の構造（密封性）に関して、耐津波性の評価を行うものである。

2. 準拠した基準及び規格

「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」  
(昭和 62 年総理府令第 11 号)  
「日本産業規格 (JIS)」

3. 設計

3.1 設計条件

使用済燃料貯蔵施設 (北地区) の使用済燃料は、密封容器に収納された状態で地下保管孔内に貯蔵されている。密封容器は、行政機関が評価した津波 (L2 津波の浸水深: 0.3~1.0m を想定) により使用済燃料貯蔵施設 (北地区) が浸水したとしても、放射性物質が流出しないよう海水の流入を防止できる設計とする。

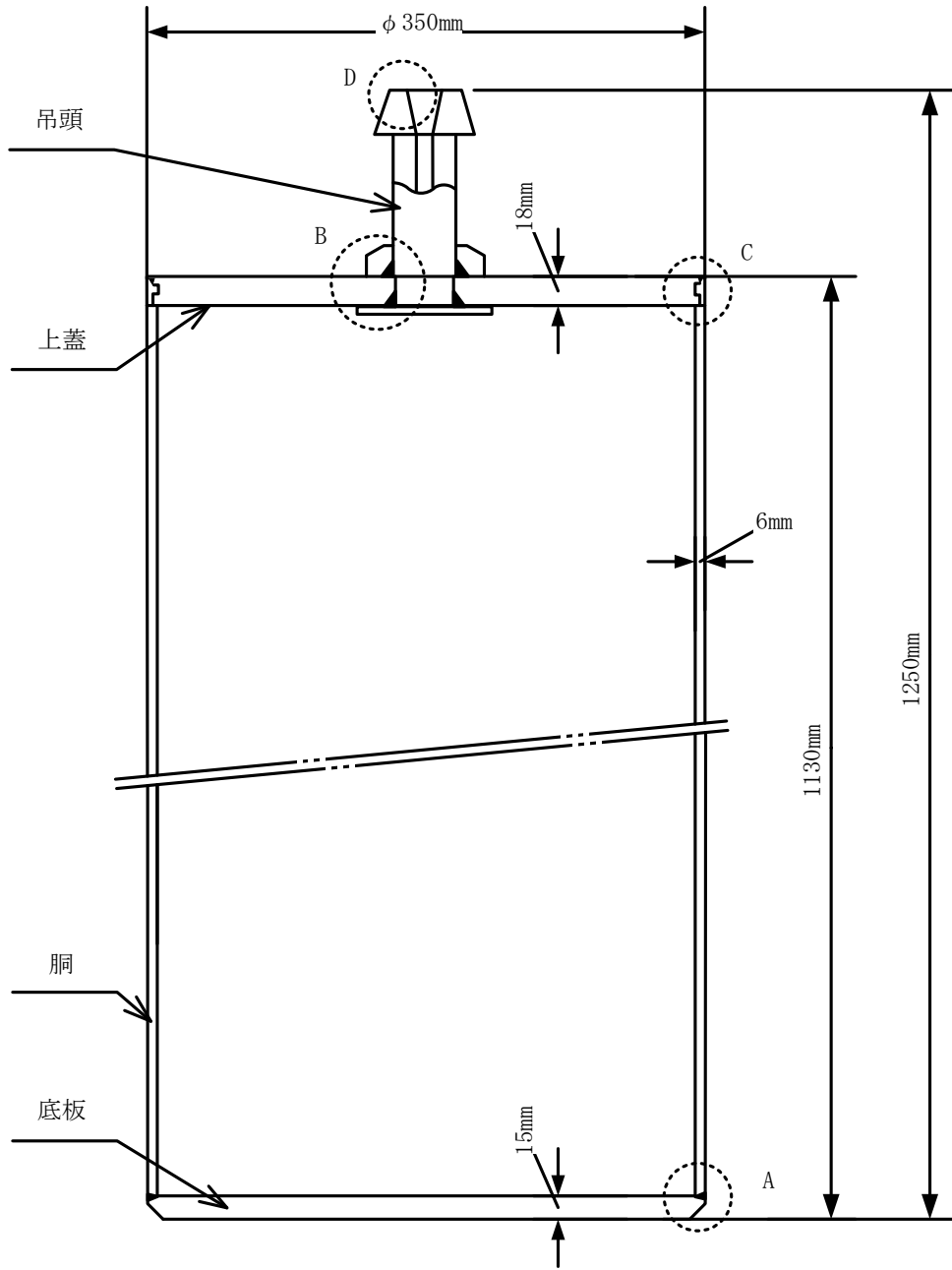
3.2 設計仕様

密封容器の設計仕様は、表-1.1 のとおりとする。密封容器は、胴部、底板部、上蓋部及び吊頭部から構成される。密封性を担保するため、容器の密封は、全て溶接により行う。

なお、本申請に係る密封容器は、昭和 57 年 4 月 9 日付け 57 原研 19 第 9 号をもって設計及び工事の方法の認可申請を行い、昭和 57 年 5 月 4 日付け 57 安 (原規) 第 71 号をもって設計及び工事の方法の認可を受け、昭和 59 年 3 月 19 日付け 57 安 (原規) 第 151 号をもって使用前検査に合格している。使用前検査では、材料検査、外観検査、ヘリウムリーク検査等を実施している。

表-1.1 密封容器の設計仕様

| 項 目  | 設計仕様  |
|------|---|
| 設置数量 | 50 本  |
| 主要材料 | 胴部 : SUS304 (JIS G 3459)<br>吊頭部 : SUS304 (JIS G 4303)<br>底板部及び上蓋部 : SUS304 (JIS G 4304) |
| 構 造  | 「図-1.1 密封容器の構造図」及び「図-1.2 密封容器吊頭部拡大図」に示すとおり。<br>密封は、図-1.1 中の A~D の溶接個所により担保する。           |



A~Dは溶接個所を示す。

図-1.1 密封容器の構造図

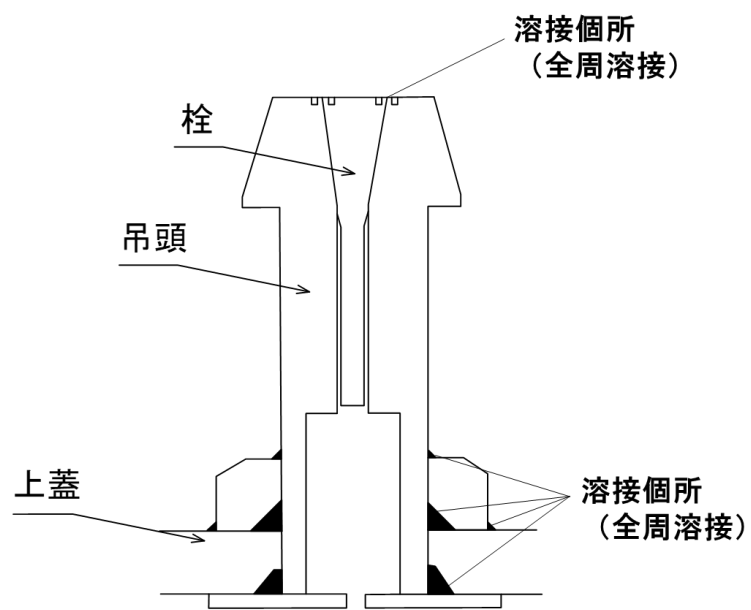


图-1.2 密封容器吊頭部拡大図

#### 4. 工事の方法

##### 4.1 工事の方法及び手順

本申請は、工事を伴うものではない。

##### 4.2 試験検査項目及び方法

試験・検査は、次に示す検査項目について、昭和 59 年 3 月 19 日付け 57 安（原規）第 151 号をもって使用前検査に合格していることを確認する。

- ・材料検査
- ・外観検査
- ・ヘリウムリーク検査





## 第2編 ケーブルの分離設備の設置（建家貫通部）

## 目 次

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 1. 構成及び申請範囲 .....    | 本 2-1 |
| 2. 準拠した基準及び規格 .....  | 本 2-1 |
| 3. 設計 .....          | 本 2-2 |
| 3.1 設計条件 .....       | 本 2-2 |
| 3.2 設計仕様 .....       | 本 2-2 |
| 4. 工事の方法 .....       | 本 2-4 |
| 4.1 工事の方法及び手順 .....  | 本 2-4 |
| 4.2 試験検査項目及び方法 ..... | 本 2-4 |

1. 構成及び申請範囲

計測制御系統施設の構造及び設備は、次の各構造から構成される。

- (1) 計装
- (2) 安全保護回路
- (3) 制御設備
- (4) 非常用制御設備
- (5) その他の主要な事項

上記のうち(2) 安全保護回路は、次の各設備から構成される。

- (i) 原子炉停止回路
- (ii) その他の主要な安全保護回路

今回申請する範囲は、(2)安全保護回路のケーブルの分離設備の設置に関するものである。

2. 準拠した基準及び規格

「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」

(昭和 62 年総理府令第 11 号)

「日本産業規格 (JIS)」

「UL 規格」

### 3. 設計

#### 3.1 設計条件

- (1) 表-2.1 に示す安全保護回路の系統のケーブルのうち、図-2.1 に示す原子炉建家貫通部の一部ケーブルが露出している箇所（ケーブルトレイ内に収納されていない範囲）について、難燃性を有する燃焼保護具（以下「燃焼保護具」という。）にケーブルを収めることで物理的に分離し、独立性を維持するように設計する。
- (2) 物理的に分離するに当たっては、対象系統の2チャンネルとも燃焼保護具にケーブルを収める。

表-2.1 安全保護回路の系統

| 名称        | 項目              | チャンネル数     |
|-----------|-----------------|------------|
| 原子炉停止回路   | 安全系中性子束高（高設定）   | 2          |
|           | 安全系中性子束高（低設定）   | 2          |
|           | 対数出力炉周期短        | 2          |
|           | 1次冷却材流量低        | 2          |
|           | 1次冷却材炉心出口温度高    | 2          |
|           | 1次冷却材炉心出入口温度差大  | 2          |
|           | 原子炉プール水位低       | 2          |
|           | サイフォンブレイク弁開     | 2          |
|           | 1次冷却材主ポンプ停止     | 2          |
|           | 1次冷却材補助ポンプ停止    | 2          |
|           | 重水温度高           | 2          |
|           | 重水流量低           | 2          |
|           | 重水溢流タンク水位高      | 2          |
|           | 自然循環弁開          | 2          |
|           | 水平地震動大          | 2          |
|           | 鉛直地震動大          | 2          |
|           | 実験利用設備異常        | 2          |
|           | 安全スイッチ          | 2          |
|           | 燃料事故モニタ高        | 2          |
|           | 工学的安全施設<br>作動回路 | 原子炉プール水位低低 |
| 燃料事故モニタ高高 |                 | 2          |

#### 3.2 設計仕様

安全保護回路のケーブルの分離設備の設置に係る設計仕様は、以下のとおりとする。分離設備の設置図を図-2.1 に示す。

- (1) 物理的に分離する範囲の防護対象のケーブルについて、JIS A 1323 難燃性試験 A 種相当以上の燃焼保護具（難燃シート）に収めることとする。
- (2) 燃焼保護具の固定には、UL94V-0 相当以上の難燃性を有する止め具（結束バンド）を用いる。
- (3) A系又はB系の防護対象のケーブルをまとめて燃焼保護具に収め、1mを超えないごとに止め具を用いて固定する。
- (4) 以下に示す燃焼保護具の設置範囲の境界部分については、UL94V-0 相当以上の難燃性を有するパテ等を用いて隙間を埋めることとする。

- ・原子炉建家内側：建家貫通部（壁面手前まで）のケーブルと燃焼保護具の境界及びケーブルトレイと燃焼保護具の境界

- ・原子炉建家外側：建家貫通部（壁面）のケーブルと燃焼保護具の境界及びケーブルトレイと燃焼保護具の境界

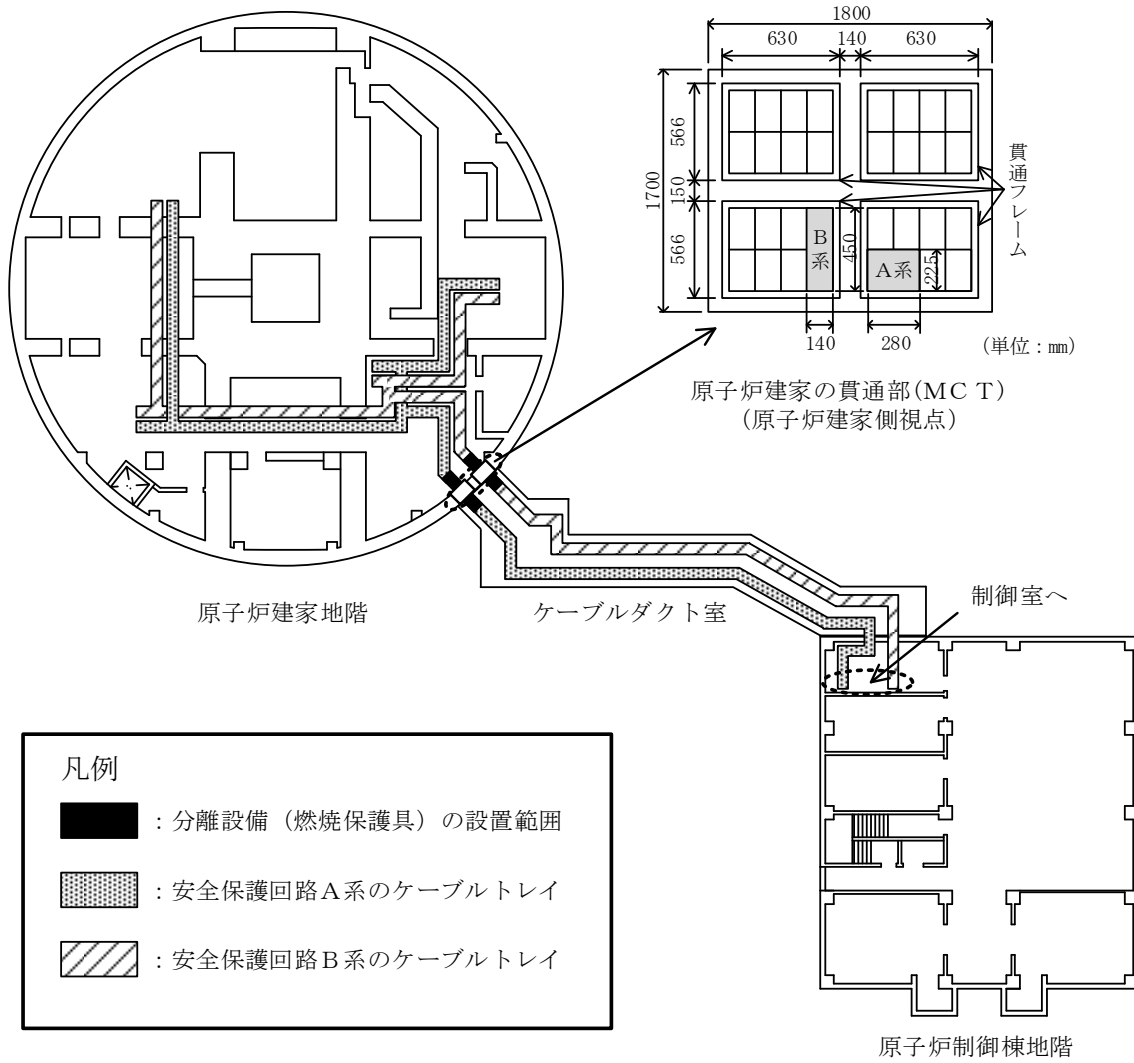


図-2.1 分離設備の設置図

#### 4. 工事の方法

##### 4.1 工事の方法及び手順

本申請に係る工事の方法及び手順を図-2.2 に示す。

##### 4.2 試験検査項目及び方法

試験・検査は、工事の工程に従い、次の項目について図-2.2 に示すとおり実施する。

###### (1) 材料検査

方 法 : 燃焼保護具が JIS A 1323 難燃性試験 A 種相当以上のものであること、止め具、パテ等が UL94V-0 相当以上のものであることを書類等により確認する。

判 定 : 燃焼保護具が JIS A 1323 難燃性試験 A 種相当以上のものであること、止め具、パテ等が UL94V-0 相当以上のものであること。

###### (2) 外観検査

方 法 : 図-2.1 に示す分離設備を設置する範囲のケーブルが燃焼保護具に収められていること及び燃焼保護具に有害な破損等がないことを目視により確認する。また、パテ等の施工状態に異常のないことを目視にて確認する。

判 定 : 図-2.1 に示す分離設備を設置する範囲のケーブルが燃焼保護具に収められていること及び燃焼保護具に有害な破損等がないこと。また、パテ等の施工状態に異常のないこと。

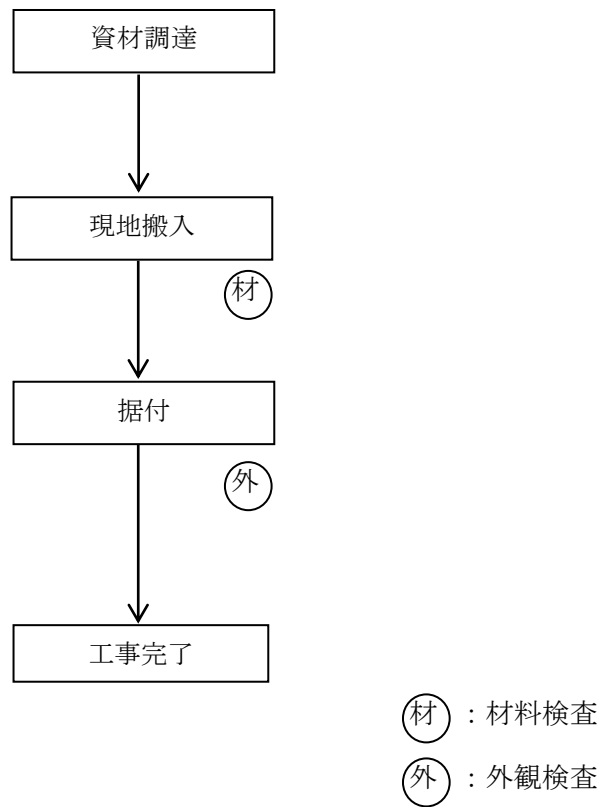


図-2.2 分離設備の設置工事のフロー図





### 第3編 保管廃棄施設の設置

## 目 次

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 1. 構成及び申請範囲 .....    | 本 3-1 |
| 2. 準拠した基準及び規格 .....  | 本 3-2 |
| 3. 設計 .....          | 本 3-2 |
| 3.1 設計条件 .....       | 本 3-2 |
| 3.2 設計仕様 .....       | 本 3-2 |
| 4. 工事の方法 .....       | 本 3-6 |
| 4.1 工事の方法及び手順 .....  | 本 3-6 |
| 4.2 試験検査項目及び方法 ..... | 本 3-6 |

## 1. 構成及び申請範囲

放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備は、次の各構造から構成される。

- (1) 気体廃棄物の廃棄設備
- (2) 液体廃棄物の廃棄設備
- (3) 固体廃棄物の廃棄設備

上記のうち(3) 固体廃棄物の廃棄設備は、次の設備から構成される。

- (i) 保管廃棄施設
- (ii) 廃樹脂貯留設備

今回申請する範囲は、(3)固体廃棄物の廃棄設備の(i)保管廃棄施設のうち、廃棄物保管室及び廃棄物保管場所の設置に関するものである。

## 2. 準拠した基準及び規格

「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」  
(昭和 62 年総理府令第 11 号)

## 3. 設計

### 3.1 設計条件

- (1) 保管廃棄施設として廃棄物保管室（2 箇所）及び廃棄物保管場所（3 箇所）を設けること。
- (2) 廃棄物保管室及び廃棄物保管場所は、原子炉施設から生じる固体廃棄物を放射性廃棄物処理場に引き渡すまでの間、発生が予想される量を保管廃棄できる設計とすること。

なお、固体廃棄物の保管により管理区域境界における外部放射線に係る線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた線量を超えないように管理する。

### 3.2 設計仕様

本申請に係る保管廃棄施設の設計仕様は、表-3.1 のとおりとする。設置場所は、図-3.1～図-3.2 のとおりとする。

表-3.1 廃棄物保管室及び廃棄物保管場所の設計仕様

| 番号 | 設置場所                                     | 保管能力               | 寸法                            |
|----|--|--------------------|-------------------------------|
| ①  | 原子炉建家廃棄物保管室                              | 200L ドラム缶換算：約 20 本 | 幅約 2.3m、長さ約 7.6m、<br>天井高さ約 3m |
| ②  | 実験利用棟廃棄物保管室                              | 200L ドラム缶換算：約 4 本  | 幅約 2m、奥行約 1m、<br>天井高さ約 2m     |
| ③  | 実験利用棟廃棄物保管場所（1）<br>（詰替セル室内にロープ等で区画した場所）  | 200L ドラム缶換算：約 5 本  | 幅約 2.5m、奥行約 3m                |
| ④  | 実験利用棟廃棄物保管場所（2）<br>（ホット機械室内にロープ等で区画した場所） | フィルタ：約 45 個        | 幅約 2.5m、奥行約 2m                |
| ⑤  | 実験利用棟廃棄物保管場所（3）<br>（廃樹脂貯留室内にロープ等で区画した場所） | 200L ドラム缶換算：約 8 本  | 幅約 3m、奥行約 3m                  |

※各保管廃棄施設の保管能力イメージ図を参考図に示す。

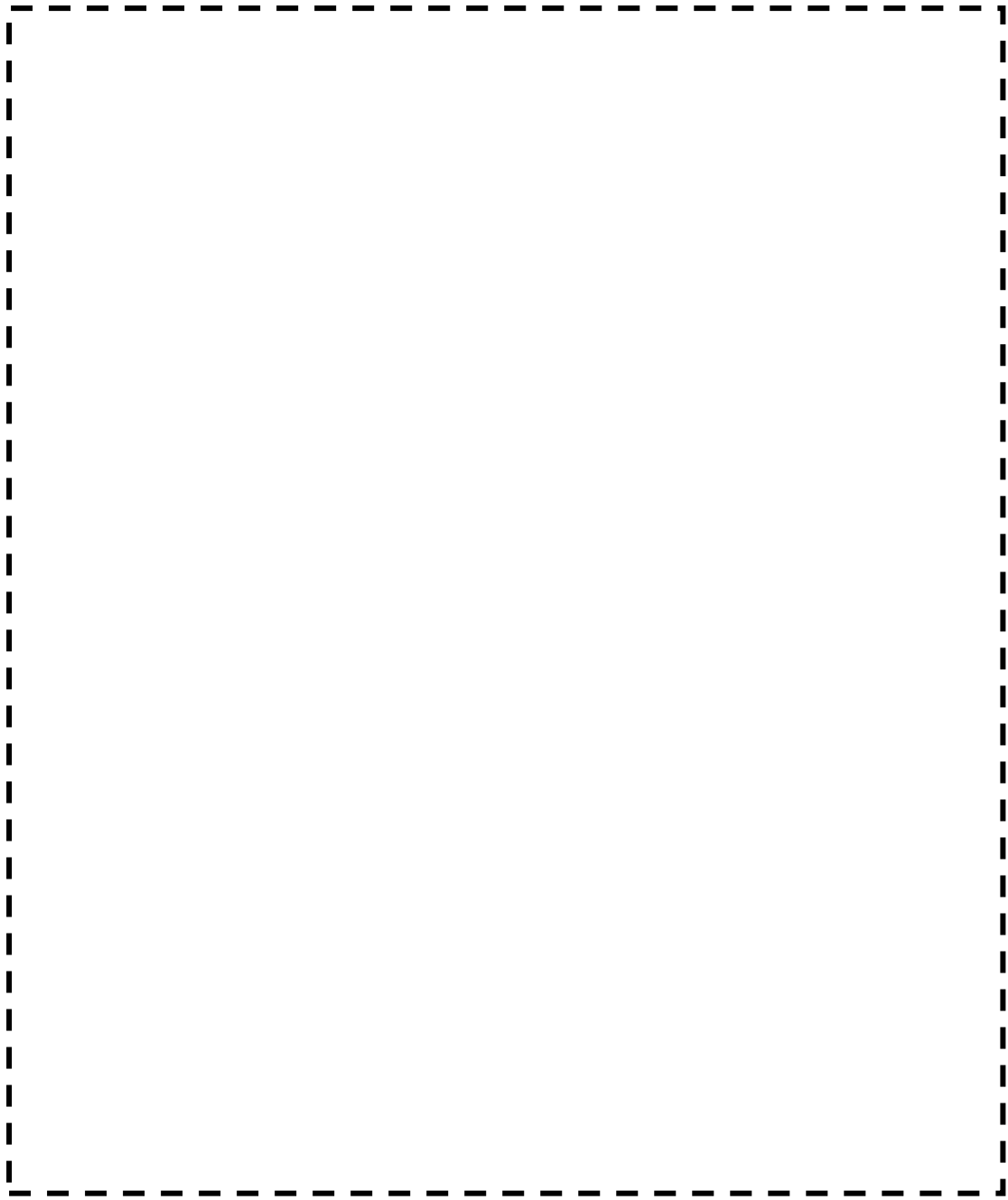
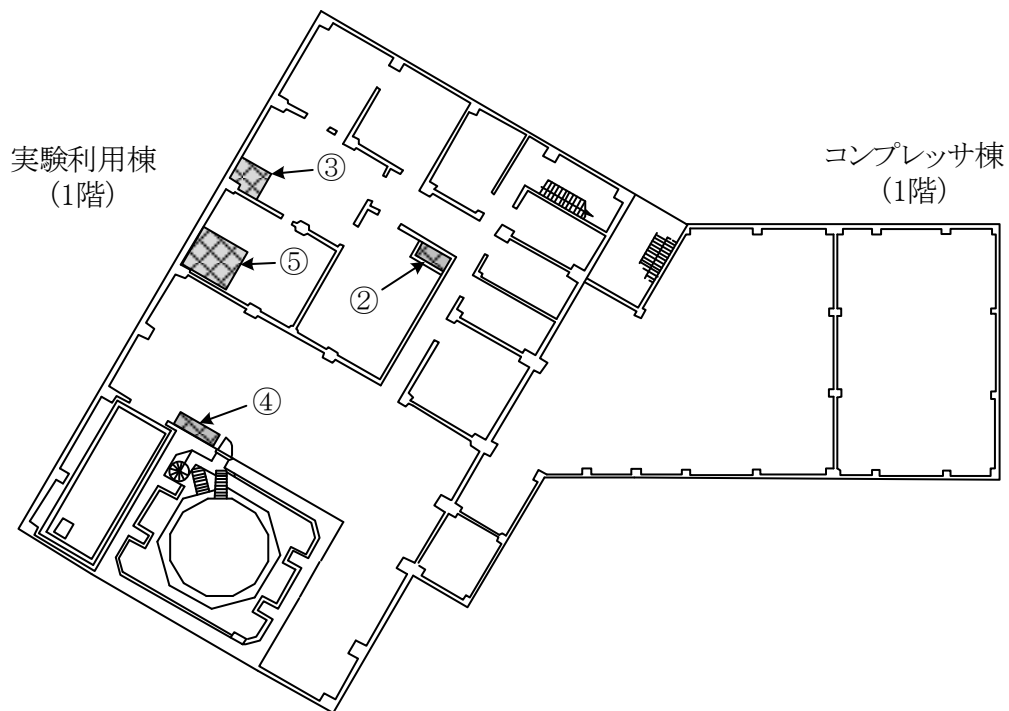


図-3.1 保管廃棄施設の配置図（その1）



| 番号 | 名称               |
|----|------------------|
| ②  | 実験利用棟廃棄物保管室      |
| ③  | 実験利用棟廃棄物保管場所 (1) |
| ④  | 実験利用棟廃棄物保管場所 (2) |
| ⑤  | 実験利用棟廃棄物保管場所 (3) |


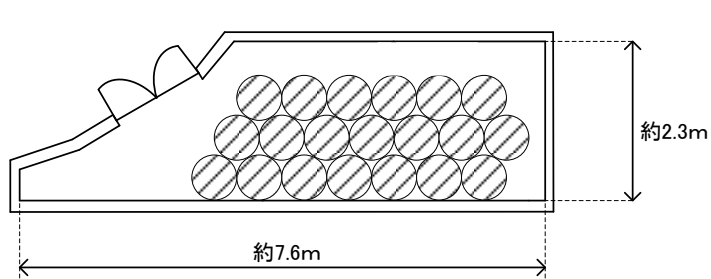
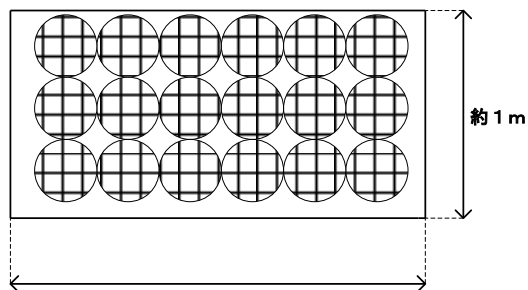
|  |
|--|
| 凡例   |
|  : 保管廃棄施設 |

図-3.2 保管廃棄施設の配置図 (その2)

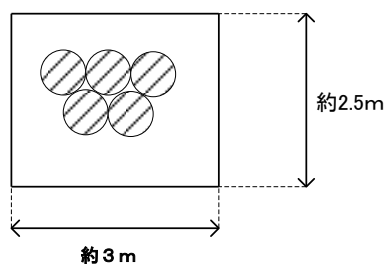
参考図 各保管廃棄施設の保管能力イメージ図※



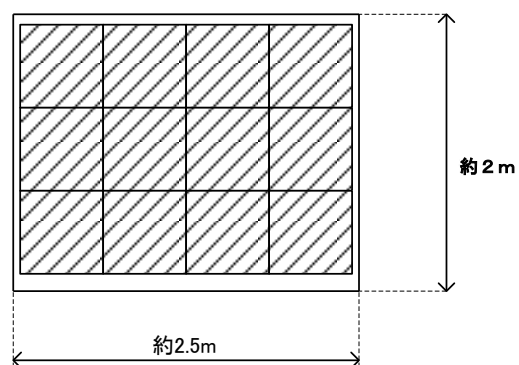
①原子炉建家廃棄物保管室



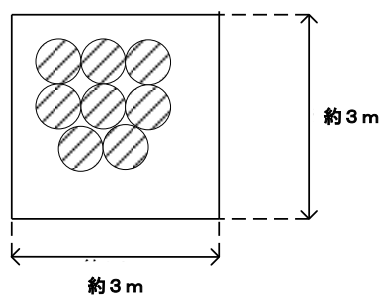
②実験利用棟廃棄物保管室  
(天井高さ約2m)



③実験利用棟廃棄物保管場所 (1)





④実験利用棟廃棄物保管場所 (2)  
(天井高さ約2m)



⑤実験利用棟廃棄物保管場所 (3)

凡例

 : 金属製ドラム缶(直径0.6m、高さ0.9m)

 : 金属製ペール缶(直径0.3m、高さ0.4m)

 : フィルタ(縦0.6m、横0.6m、高さ0.3m)

※各保管廃棄施設が保管能力を有することを示すものであり、実際の廃棄物の保管方法等については保安規定その他下部要領に定める。

#### 4. 工事の方法

##### 4.1 工事の方法及び手順

本申請は、工事を伴うものではない。

##### 4.2 試験検査項目及び方法

試験・検査は、次の項目について実施する。

###### (1) 保管能力検査

方法：廃棄物保管室及び廃棄物保管場所について寸法を測定し、必要な保管能力（200L ドラム缶換算又はフィルタの数量）を有していることを確認する。

判定：廃棄物保管室及び廃棄物保管場所が表-3.1 に示す保管能力を有していること。



## 添付書類

1. 申請に係る「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」への適合性
  - 1－1. ステンレス製密封容器の構造（密封性）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」への適合性
  - 1－2. ケーブルの分離設備の設置（建家貫通部）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」への適合性
  - 1－3. 保管廃棄施設の設置に係る「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」への適合性
2. 申請に係る「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」との適合性
3. JRR-3原子炉施設で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処理場へ引き渡すまでの流れに係る説明書
4. ステンレス製密封容器の構造（密封性）に関する説明書



- 1-1. ステンレス製密封容器の構造（密封性）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」への適合性

本申請のうちステンレス製密封容器の構造（密封性）に係る設計及び工事の方法と「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準への適合性は、以下に示すとおりである。

| 技術基準の条項 |                          | 評価の必要性の有無 |     | 適合性        |
|---------|--------------------------|-----------|-----|------------|
|         |                          | 有・無       | 項・号 |            |
| 第一条     | 適用範囲                     | —         | —   | —          |
| 第二条     | 定義                       | —         | —   | —          |
| 第三条     | 特殊な方法による施設               | —         | —   | —          |
| 第四条     | 試験研究用等原子炉施設の機能           | 無         | —   | —          |
| 第五条     | 機能の確認等                   | 無         | —   | —          |
| 第五条の二   | 試験研究用等原子炉施設の地盤           | 無         | —   | —          |
| 第六条     | 地震による損傷の防止               | 無         | —   | —          |
| 第六条の二   | 津波による損傷の防止               | 有         | 第1項 | 別添-1に示すとおり |
| 第六条の三   | 外部からの衝撃による損傷の防止          | 無         | —   | —          |
| 第六条の四   | 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | 無         | —   | —          |
| 第七条     | 材料、構造等                   | 無         | —   | —          |
| 第八条     | 遮蔽等                      | 無         | —   | —          |
| 第九条     | 換気設備                     | 無         | —   | —          |
| 第十条     | 逆止め弁                     | 無         | —   | —          |
| 第十一条    | 放射性物質による汚染の防止            | 無         | —   | —          |
| 第十二条    | 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設   | —         | —   | —          |
| 第十三条    | 安全設備                     | 無         | —   | —          |
| 第十三条の二  | 溢水による損傷の防止               | 無         | —   | —          |
| 第十三条の三  | 安全避難通路等                  | 無         | —   | —          |
| 第十四条    | 炉心等                      | 無         | —   | —          |
| 第十四条の二  | 熱遮蔽材                     | 無         | —   | —          |
| 第十五条    | 核燃料物質取扱設備                | 無         | —   | —          |
| 第十六条    | 核燃料物質貯蔵設備                | 無         | —   | —          |
| 第十七条    | 一次冷却材                    | 無         | —   | —          |
| 第十八条    | 一次冷却材の排出                 | 無         | —   | —          |
| 第十九条    | 冷却設備等                    | 無         | —   | —          |
| 第二十条    | 液位の保持等                   | 無         | —   | —          |
| 第二十一条   | 計装                       | 無         | —   | —          |
| 第二十一条の二 | 警報装置                     | 無         | —   | —          |
| 第二十一条の三 | 通信連絡設備等                  | 無         | —   | —          |
| 第二十二条   | 安全保護回路                   | 無         | —   | —          |

| 技術基準の条項         |                                     | 評価の必要性の有無 |     | 適合性 |
|-----------------|-------------------------------------|-----------|-----|-----|
|                 |                                     | 有・無       | 項・号 |     |
| 第二十三条           | 反応度制御系統及び原子炉停止系統                    | 無         | —   | —   |
| 第二十四条           | 原子炉制御室等                             | 無         | —   | —   |
| 第二十五条           | 廃棄物処理設備                             | 無         | —   | —   |
| 第二十六条           | 保管廃棄設備                              | 無         | —   | —   |
| 第二十七条           | 放射線管理施設                             | 無         | —   | —   |
| 第二十八条           | 原子炉格納施設                             | 無         | —   | —   |
| 第二十九条           | 保安電源設備                              | 無         | —   | —   |
| 第三十条            | 実験設備等                               | 無         | —   | —   |
| 第三十条の二          | 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止              | 無         | —   | —   |
| 第三十一条～第四十一条     | 第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項   | 無         | —   | —   |
| 第四十一条の二～第四十一条の八 | 第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項    | 無         | —   | —   |
| 第四十二条～第五十一条     | 第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項 | 無         | —   | —   |

第六条の二（津波による損傷の防止）

試験研究用等原子炉施設がその供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他適切な措置を講じなければならない。

1. 行政機関が評価した津波（L2 津波）により施設が浸水したとしても、放射性物質が流出しないようにステンレス製密封容器に収納することにより海水の流入を防止できる設計とする。

1 - 2. ケーブルの分離設備の設置（建家貫通部）  
に係る「試験研究の用に供する原子炉等  
の設計及び工事の方法の技術基準に關す  
る規則」への適合性

本申請のうちケーブルの分離設備の設置（建家貫通部）に係る設計及び工事の方法と「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準への適合性は、以下に示すとおりである。

| 技術基準の条項 |                          | 評価の必要性の有無 |     | 適合性        |
|---------|--------------------------|-----------|-----|------------|
|         |                          | 有・無       | 項・号 |            |
| 第一条     | 適用範囲                     | —         | —   | —          |
| 第二条     | 定義                       | —         | —   | —          |
| 第三条     | 特殊な方法による施設               | —         | —   | —          |
| 第四条     | 試験研究用等原子炉施設の機能           | 無         | —   | —          |
| 第五条     | 機能の確認等                   | 無         | —   | —          |
| 第五条の二   | 試験研究用等原子炉施設の地盤           | 無         | —   | —          |
| 第六条     | 地震による損傷の防止               | 無         | —   | —          |
| 第六条の二   | 津波による損傷の防止               | 無         | —   | —          |
| 第六条の三   | 外部からの衝撃による損傷の防止          | 無         | —   | —          |
| 第六条の四   | 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | 無         | —   | —          |
| 第七条     | 材料、構造等                   | 無         | —   | —          |
| 第八条     | 遮蔽等                      | 無         | —   | —          |
| 第九条     | 換気設備                     | 無         | —   | —          |
| 第十条     | 逆止め弁                     | 無         | —   | —          |
| 第十一条    | 放射性物質による汚染の防止            | 無         | —   | —          |
| 第十二条    | 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設   | —         | —   | —          |
| 第十三条    | 安全設備                     | 有         | 第1項 | 別添-1に示すとおり |
| 第十三条の二  | 溢水による損傷の防止               | 無         | —   | —          |
| 第十三条の三  | 安全避難通路等                  | 無         | —   | —          |
| 第十四条    | 炉心等                      | 無         | —   | —          |
| 第十四条の二  | 熱遮蔽材                     | 無         | —   | —          |
| 第十五条    | 核燃料物質取扱設備                | 無         | —   | —          |
| 第十六条    | 核燃料物質貯蔵設備                | 無         | —   | —          |
| 第十七条    | 一次冷却材                    | 無         | —   | —          |
| 第十八条    | 一次冷却材の排出                 | 無         | —   | —          |
| 第十九条    | 冷却設備等                    | 無         | —   | —          |
| 第二十条    | 液位の保持等                   | 無         | —   | —          |
| 第二十一条   | 計装                       | 無         | —   | —          |
| 第二十一条の二 | 警報装置                     | 無         | —   | —          |
| 第二十一条の三 | 通信連絡設備等                  | 無         | —   | —          |
| 第二十二条   | 安全保護回路                   | 有         | 第1項 | 別添-1に示すとおり |



| 技術基準の条項         |                                     | 評価の必要性の有無 |     | 適合性 |
|-----------------|-------------------------------------|-----------|-----|-----|
|                 |                                     | 有・無       | 項・号 |     |
| 第二十三条           | 反応度制御系統及び原子炉停止系統                    | 無         | —   | —   |
| 第二十四条           | 原子炉制御室等                             | 無         | —   | —   |
| 第二十五条           | 廃棄物処理設備                             | 無         | —   | —   |
| 第二十六条           | 保管廃棄設備                              | 無         | —   | —   |
| 第二十七条           | 放射線管理施設                             | 無         | —   | —   |
| 第二十八条           | 原子炉格納施設                             | 無         | —   | —   |
| 第二十九条           | 保安電源設備                              | 無         | —   | —   |
| 第三十条            | 実験設備等                               | 無         | —   | —   |
| 第三十条の二          | 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止              | 無         | —   | —   |
| 第三十一条～第四十一条     | 第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項   | 無         | —   | —   |
| 第四十一条の二～第四十一条の八 | 第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項    | 無         | —   | —   |
| 第四十二条～第五十一条     | 第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項 | 無         | —   | —   |

## 第十三条（安全設備）

安全設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。
- 二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下同じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保すること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。
- 三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。
- 四 火災により損傷を受けるおそれがある場合には、次に掲げるところによること。
  - イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。
  - ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備を設けること。
  - ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。
- 五 前号ロの消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。
- 六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置を講ずること。

1. 一 本申請の申請範囲外である。
- 二 燃焼保護具によって安全保護回路の系統を分離するため、安全保護回路は独立性を確保している。多重性、多様性及び電源系への考慮本申請の申請範囲外である。
- 三 本申請の申請範囲外である。
- 四 イ 本原子炉施設の安全保護回路のケーブルを収める燃焼保護具は、難燃性の材料を使用し、火災の発生を防止する設計とする。  
ロ 本申請の申請範囲外である。  
ハ 本申請の申請範囲外である。
- 五 本申請の申請範囲外である。
- 六 本申請の申請範囲外である。

## 第二十二條（安全保護回路）

試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路を施設しなければならない。

- 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。
- 二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制又は防止するための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。
- 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。
- 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。
- 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、試験研究用等原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。
- 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。
- 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。
- 八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。

1. 一 本申請の申請範囲外である。
- 二 本申請の申請範囲外である。
- 三 本申請の申請範囲外である。
- 四 本原子炉施設の安全保護回路のケーブルについて、一方の系統の故障が他の系統の機能喪失を招くことがないように燃焼保護具にケーブルを収めることで物理的に分離し、独立性を維持するように設計する。物理的に分離するに当たっては、対象系統の2チャンネルとも燃焼保護具にケーブルを収める。
- 五 本申請の申請範囲外である。
- 六 本申請の申請範囲外である。
- 七 本申請の申請範囲外である。
- 八 本申請の申請範囲外である。



- 1 - 3. 保管廃棄施設の設置に係る「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」への適合性

本申請のうち保管廃棄施設の設置に係る設計及び工事の方法と「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準への適合性は、以下に示すとおりである。

| 技術基準の条項 |                          | 評価の必要性の有無 |     | 適合性 |
|---------|--------------------------|-----------|-----|-----|
|         |                          | 有・無       | 項・号 |     |
| 第一条     | 適用範囲                     | —         | —   | —   |
| 第二条     | 定義                       | —         | —   | —   |
| 第三条     | 特殊な方法による施設               | —         | —   | —   |
| 第四条     | 試験研究用等原子炉施設の機能           | 無         | —   | —   |
| 第五条     | 機能の確認等                   | 無         | —   | —   |
| 第五条の二   | 試験研究用等原子炉施設の地盤           | 無         | —   | —   |
| 第六条     | 地震による損傷の防止               | 無         | —   | —   |
| 第六条の二   | 津波による損傷の防止               | 無         | —   | —   |
| 第六条の三   | 外部からの衝撃による損傷の防止          | 無         | —   | —   |
| 第六条の四   | 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | 無         | —   | —   |
| 第七条     | 材料、構造等                   | 無         | —   | —   |
| 第八条     | 遮蔽等                      | 無         | —   | —   |
| 第九条     | 換気設備                     | 無         | —   | —   |
| 第十条     | 逆止め弁                     | 無         | —   | —   |
| 第十一条    | 放射性物質による汚染の防止            | 無         | —   | —   |
| 第十二条    | 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設   | —         | —   | —   |
| 第十三条    | 安全設備                     | 無         | —   | —   |
| 第十三条の二  | 溢水による損傷の防止               | 無         | —   | —   |
| 第十三条の三  | 安全避難通路等                  | 無         | —   | —   |
| 第十四条    | 炉心等                      | 無         | —   | —   |
| 第十四条の二  | 熱遮蔽材                     | 無         | —   | —   |
| 第十五条    | 核燃料物質取扱設備                | 無         | —   | —   |
| 第十六条    | 核燃料物質貯蔵設備                | 無         | —   | —   |
| 第十七条    | 一次冷却材                    | 無         | —   | —   |
| 第十八条    | 一次冷却材の排出                 | 無         | —   | —   |
| 第十九条    | 冷却設備等                    | 無         | —   | —   |
| 第二十条    | 液位の保持等                   | 無         | —   | —   |
| 第二十一条   | 計装                       | 無         | —   | —   |
| 第二十一条の二 | 警報装置                     | 無         | —   | —   |
| 第二十一条の三 | 通信連絡設備等                  | 無         | —   | —   |
| 第二十二条   | 安全保護回路                   | 無         | —   | —   |
| 第二十三条   | 反応度制御系統及び原子炉停止系統         | 無         | —   | —   |

| 技術基準の条項         |                                     | 評価の必要性の有無 |            | 適合性        |
|-----------------|-------------------------------------|-----------|------------|------------|
|                 |                                     | 有・無       | 項・号        |            |
| 第二十四条           | 原子炉制御室等                             | 無         | —          | —          |
| 第二十五条           | 廃棄物処理設備                             | 無         | —          | —          |
| 第二十六条           | 保管廃棄設備                              | 有         | 第1項<br>第2項 | 別添-1に示すとおり |
| 第二十七条           | 放射線管理施設                             | 無         | —          | —          |
| 第二十八条           | 原子炉格納施設                             | 無         | —          | —          |
| 第二十九条           | 保安電源設備                              | 無         | —          | —          |
| 第三十条            | 実験設備等                               | 無         | —          | —          |
| 第三十条の二          | 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止              | 無         | —          | —          |
| 第三十一条～第四十一条     | 第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項   | 無         | —          | —          |
| 第四十一条の二～第四十一条の八 | 第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項    | 無         | —          | —          |
| 第四十二条～第五十一条     | 第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項 | 無         | —          | —          |

## 第二十六条（保管廃棄設備）

放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。
  - 二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。
  - 三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。
- 2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように施設しなければならない。

1. 一 放射性廃棄物を保管廃棄する設備として、廃棄物保管室及び廃棄物保管場所を設ける。廃棄物保管室及び廃棄物保管場所は、保安規定その他下部要領に基づき、原子炉施設から生じる固体廃棄物を放射性廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、各保管廃棄施設の保管能力の範囲内で保管する。
  - 二 固体廃棄物は、保安規定その他下部要領に基づき、金属製の廃棄物容器等により汚染拡大の防止措置を講じるため、本申請の範囲外である。
  - 三 固体廃棄物は、崩壊熱等により加熱されるおそれはない。また、化学薬品等の腐食性の物質を含む放射性廃棄物は、保安規定その他下部要領に基づき、必要な措置を講じるため、本申請の範囲外である。
2. 保管廃棄する固体廃棄物は、保安規定その他下部要領に基づき、金属製の廃棄物容器等に封入し、放射性廃棄物による汚染の拡大を防止する。



2. 申請に係る「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」との適合性

本申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等は、「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように策定した「原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書」（平成29年4月1日付け制定（平成30年7月18日付け改訂）文書番号：QS-P10）（以下、「品質保証計画書」という。）により、申請に係る設計及び工事の品質管理を行う。

なお、今後、品質保証計画書が変更された際には、変更後の品質保証計画書に基づき品質保証活動を行うものとする。

3. JRR-3原子炉施設で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処理場へ引き渡すまでの流れに係る説明書

J R R - 3 原子炉施設で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処理場に引き渡すまでの流れ等については、保安規定及び下部要領に定めることとする。また、J R R - 3 原子炉施設内で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、本申請に係る保管廃棄施設で保管するときは、各保管廃棄施設の保管能力の範囲内で保管することを保安規定に定めることとする。

#### 4. ステンレス製密封容器の構造（密封性）に関する説明書

茨城県L2津波により使用済燃料貯蔵施設が浸水する高さは0.3m～1.0mで想定されること、密封容器が床面より3.0m下部に保管されていることから、密封容器にかかる圧力は最大で水深4mの水圧（約 $0.4 \times 10^5$  [Pa]）と大気圧（約 $1.0 \times 10^5$  [Pa]）を加えた値となる。ただし、容器内は大気圧相当（約 $1.0 \times 10^5$  [Pa]）のヘリウムで置換されていることから、密封容器にかかる正味の圧力は約 $0.4 \times 10^5$  [Pa]となる。

一方、密封容器のヘリウムリーク検査（真空法）において、大気圧相当（約 $1.0 \times 10^5$  [Pa]）の圧力に対し漏えいがなかったことから、想定される浸水による水圧に対しても十分に密封性が保たれる。

| 品質マネジメントシステム文書 |                   |
|----------------|-------------------|
| 文書番号           | QS - P10          |
| 改訂番号           | 05 (2018年7月18日改訂) |
| 管理番号           | 1                 |
| 配付先            | 原子力科学研究所          |

管理外文書

原子力科学研究所  
原子炉施設及び核燃料物質使用施設等  
品質保証計画書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

|                                      |                |             |  |
|--------------------------------------|----------------|-------------|--|
| 日本原子力研究開発機構                          |                | 文書番号：QS-P10 |  |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |             |  |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05     |  |

## 目 次

|       |                              |   |
|-------|------------------------------|---|
| 1.    | 目的                           | 1 |
| 2.    | 適用範囲                         | 1 |
| 3.    | 定義                           | 1 |
| 4.    | 品質マネジメントシステム                 | 2 |
| 4.1   | 一般要求事項                       | 2 |
| 4.2   | 文書化に関する要求事項                  | 3 |
| 4.2.1 | 一般                           | 3 |
| 4.2.2 | 品質保証計画書                      | 3 |
| 4.2.3 | 文書管理                         | 3 |
| 4.2.4 | 記録の管理                        | 4 |
| 5.    | 経営者の責任                       | 4 |
| 5.1   | 経営者のコミットメント                  | 4 |
| 5.2   | 原子力安全の重視                     | 4 |
| 5.3   | 品質方針                         | 4 |
| 5.4   | 計画                           | 4 |
| 5.4.1 | 品質目標                         | 4 |
| 5.4.2 | 品質マネジメントシステムの変更              | 5 |
| 5.5   | 責任、権限及びコミュニケーション             | 5 |
| 5.5.1 | 責任及び権限                       | 5 |
| 5.5.2 | 管理責任者                        | 5 |
| 5.5.3 | プロセス責任者(品質管理技術基準規則の<br>要求事項) | 5 |
| 5.5.4 | 内部コミュニケーション                  | 6 |
| 5.6   | マネジメントレビュー                   | 6 |
| 5.6.1 | 一般                           | 6 |



|                                      |                |             |  |
|--------------------------------------|----------------|-------------|--|
| 日本原子力研究開発機構                          |                | 文書番号：QS-P10 |  |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |             |  |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05     |  |

|       |                           |    |
|-------|---------------------------|----|
| 5.6.2 | マネジメントレビューへのインプット         | 6  |
| 5.6.3 | マネジメントレビューからのアウトプット       | 6  |
| 6.    | 資源の運用管理                   | 6  |
| 6.1   | 資源の提供                     | 6  |
| 6.2   | 人的資源                      | 6  |
| 6.2.1 | 一般                        | 6  |
| 6.2.2 | 力量、教育・訓練及び認識              | 7  |
| 6.3   | 原子炉施設等                    | 7  |
| 6.4   | 作業環境                      | 7  |
| 7.    | 業務の計画及び実施                 | 7  |
| 7.1   | 業務の計画                     | 7  |
| 7.2   | 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス | 8  |
| 7.2.1 | 業務・原子炉施設等に対する要求事項の明確化     | 8  |
| 7.2.2 | 業務・原子炉施設等に対する要求事項のレビュー    | 8  |
| 7.2.3 | 外部コミュニケーション               | 8  |
| 7.3   | 設計・開発                     | 8  |
| 7.3.1 | 設計・開発の計画                  | 8  |
| 7.3.2 | 設計・開発へのインプット              | 9  |
| 7.3.3 | 設計・開発からのアウトプット            | 9  |
| 7.3.4 | 設計・開発のレビュー                | 9  |
| 7.3.5 | 設計・開発の検証                  | 9  |
| 7.3.6 | 設計・開発の妥当性確認               | 10 |
| 7.3.7 | 設計・開発の変更管理                | 10 |
| 7.4   | 調達管理                      | 10 |
| 7.4.1 | 調達プロセス                    | 10 |
| 7.4.2 | 調達要求事項                    | 10 |
| 7.4.3 | 調達製品の検証                   | 11 |

|                                      |                |             |  |
|--------------------------------------|----------------|-------------|--|
| 日本原子力研究開発機構                          |                | 文書番号：QS-P10 |  |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |             |  |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05     |  |

|       |                     |    |
|-------|---------------------|----|
| 7.5   | 業務の実施               | 11 |
| 7.5.1 | 業務の管理               | 11 |
| 7.5.2 | 業務に関するプロセスの妥当性確認    | 11 |
| 7.5.3 | 識別及びトレーサビリティ        | 12 |
| 7.5.4 | 組織外の所有物             | 12 |
| 7.5.5 | 調達製品の保存             | 12 |
| 7.6   | 監視機器及び測定機器の管理       | 12 |
| 8.    | 評価及び改善              | 13 |
| 8.1   | 一般                  | 13 |
| 8.2   | 監視及び測定              | 13 |
| 8.2.1 | 原子力安全の達成            | 13 |
| 8.2.2 | 内部監査                | 13 |
| 8.2.3 | プロセスの監視測定           | 14 |
| 8.2.4 | 検査及び試験              | 14 |
| 8.3   | 不適合管理               | 14 |
| 8.4   | データの分析              | 15 |
| 8.5   | 改善                  | 15 |
| 8.5.1 | 継続的改善               | 15 |
| 8.5.2 | 是正処置                | 15 |
| 8.5.3 | 予防処置                | 16 |
| 別図1   | 品質保証組織体制図           | 17 |
| 別図2   | 品質マネジメントシステムプロセス関連図 | 18 |

|                                      |                |             |
|--------------------------------------|----------------|-------------|
| 日本原子力研究開発機構                          |                | 文書番号：QS-P10 |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |             |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05     |

## 1. 目的

原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書（以下「本品質保証計画書」という。）は、原子力科学研究所（以下「研究所」という。）における原子炉施設及び核燃料物質使用施設等（以下「原子炉施設等」という。）における原子力安全に係る活動に関して、「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」及び「原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定」（以下「保安規定」という。）並びに「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（以下「品質管理技術基準規則」という。）に基づき、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」を参考に要求事項を定めたものである。別図1に示す品質保証組織（以下「組織」という。）は、この要求事項に従って、原子炉施設等の安全に係る品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を含む。）を構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することによって、原子炉施設等の安全の達成・維持・向上を図る。

## 2. 適用範囲

本品質保証計画書は、運転段階及び廃止段階の研究所の原子炉施設等において、組織が実施する保安活動に適用する。設計・開発については、原子炉施設の設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）及び核燃料物質使用施設等の施設検査の対象となるものに適用する。

## 3. 定義

本品質保証計画書における用語の定義は、次の事項を除き、「JIS Q 9000：2006 品質マネジメントシステム—基本及び用語」及び「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」に従うものとする。

### (1) 原子力安全

原子炉施設等の適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、研究所員と公衆と自然環境を放射線の災害から守ることをいう。

### (2) 保安活動

原子力安全を確保するために必要な保安のための活動であって、保安規定で定める運転管理、核燃料物質等の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理及び非常時の措置をいう。

### (3) 業務

保安活動を構成する個々のプロセスをいう。

|                                      |                |             |  |
|--------------------------------------|----------------|-------------|--|
| 日本原子力研究開発機構                          |                | 文書番号：QS-P10 |  |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |             |  |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05     |  |

#### 4. 品質マネジメントシステム

##### 4.1 一般要求事項

- (1) 組織は、原子炉施設等の安全に係る品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を含む。）を確立し、文書化し、実施し、かつ維持すること。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること。
- (2) 組織は、次の事項を実施すること。
  - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。
  - b) これらのプロセスの順序及び相互関係を明確にする。  
別図2に品質マネジメントシステムプロセス関連図を示す。
  - c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な判断基準及び方法を定める。
  - d) これらのプロセスの運用及び監視のために必要な資源及び情報が利用できることを確実にする。
  - e) これらのプロセスを監視、測定及び分析する。ただし、測定することが困難な場合は、測定を省略できる。
  - f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果が得られるように、かつ、継続的改善のための必要な処置をする。
  - g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
  - h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進する。
- (3) 組織は、それぞれの責任に応じ、本品質保証計画書の要求事項に従って品質マネジメントシステムのプロセスを運営管理すること。
- (4) 保安活動のプロセスをアウトソースする場合は、組織はアウトソースした保安活動のプロセスに関して管理を確実にすること。アウトソースした保安活動のプロセスの管理について、組織の品質マネジメントシステムの中で明確にすること。
- (5) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行い、資源の適切な配分を行うこと。また、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて次の事項を考慮することができる。
  - a) プロセス及び原子炉施設等の複雑性、独自性、又は新規性の度合い
  - b) プロセス及び原子炉施設等の記録のトレーサビリティの程度
  - c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
  - d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度
  - e) 原子炉施設等に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度

|                                      |  |                |  |
|--------------------------------------|--|----------------|--|
| 日本原子力研究開発機構                          |  | 文書番号：QS-P10    |  |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |  |                |  |
| 制定日：2017年4月1日                        |  | 改訂日：2018年7月18日 |  |
|                                      |  | 改訂番号：05        |  |

## 4.2 文書化に関する要求事項

### 4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書には、次の各項を含める。

(1) 品質方針及び品質目標

(2) 一次文書（本品質保証計画書）

(3) 二次文書

組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、一次文書が要求する文書及び組織が必要と判断した規則等の文書

(4) 三次文書

組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、一次文書及び二次文書以外の組織が必要と判断した手順書や手引等の文書

(5) (1)から(4)の文書が要求する記録

### 4.2.2 品質保証計画書

理事長は、次の事項を含む本品質保証計画書を策定し、必要に応じて見直し、維持すること。

a) 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項

b) 品質マネジメントシステムの適用範囲

c) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報

d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述

### 4.2.3 文書管理

安全・核セキュリティ統括部長は、監査プロセス及び安全・核セキュリティ統括部（以下「本部」という。）の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、研究所の部長（以下「部長」という。）は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次の管理を行う。

(1) 品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理すること。ただし、記録は文書の一つではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理すること。

(2) 次の活動に必要な管理を規定すること。

a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。

b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。

c) 文書の変更の識別及び現在の改定版の識別を確実にする。

d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。

e) 文書が読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にする。

f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。

g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

|                                      |                |             |
|--------------------------------------|----------------|-------------|
| 日本原子力研究開発機構                          |                | 文書番号：QS-P10 |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |             |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05     |

#### 4.2.4 記録の管理

安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次の管理を行う。

- (1) 記録は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために、作成する対象を明確にし、維持すること。
- (2) 記録は、読みやすく、容易に識別可能で、検索可能とすること。
- (3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定すること。

### 5. 経営者の責任

#### 5.1 経営者のコミットメント

理事長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントとして次の事項を行うこと。

- a) 品質方針を設定する。
- b) 品質目標が設定されることを確実にする。
- c) 安全文化を醸成するための活動を促進する(品質管理技術基準規則の要求事項)。
- d) マネジメントレビューを実施する。
- e) 資源が使用できることを確実にする。
- f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。

#### 5.2 原子力安全の重視

原子力安全を最優先に位置付け、理事長は、業務・原子炉施設等に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にすること。

#### 5.3 品質方針

理事長は、品質方針について次の事項を確実にすること。

- a) 組織の目的に対して適切である。
- b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。
- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューする。

#### 5.4 計画

##### 5.4.1 品質目標

- (1) 理事長は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び所長に品質目標を設定させること。その品質目標には、業務・原子炉施設等に対する要求事項を満たすために必要なものがあれば含めること。

|                                      |  |                |  |
|--------------------------------------|--|----------------|--|
| 日本原子力研究開発機構                          |  | 文書番号：QS-P10    |  |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |  |                |  |
| 制定日：2017年4月1日                        |  | 改訂日：2018年7月18日 |  |
|                                      |  | 改訂番号：05        |  |

- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合性がとれていること。
- (3) 上記事項を確実にするため、所長は、「原子力科学研究所品質目標管理要領」を定めること。

#### 5.4.2 品質マネジメントシステムの変更

理事長は、品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にすること。

### 5.5 責任、権限及びコミュニケーション

#### 5.5.1 責任及び権限

- (1) 理事長は、別図1に定めた品質保証組織体制を、組織全体に周知することを確実にすること。なお、組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する。
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」を定め、所長は、「原子炉施設等安全審査委員会規則」、「使用施設等安全審査委員会規則」及び「原子力科学研究所品質保証推進委員会規則」を定め、保安活動及び品質保証活動の円滑な運営及び推進を図ること。
- (3) 部長は、部内の品質保証審査機関についての要領を定め、品質保証活動の円滑な運営及び推進を図ること。

#### 5.5.2 管理責任者

- (1) 管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。
- (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、次に示す責任及び権限を持つこと。
  - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。
  - b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について理事長に報告する。
  - c) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全を確保するための認識を高めることを確実にする。

#### 5.5.3 プロセス責任者(品質管理技術基準規則の要求事項)

理事長は、設工認に係る業務のプロセスを管理する者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与える。

- a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善すること。
- b) 業務に従事する要員のプロセスに関する業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高めること。
- c) 成果を含む実施状況について評価すること。
- d) 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

|                                      |                |         |
|--------------------------------------|----------------|---------|
| 日本原子力研究開発機構                          | 文書番号：QS-P10    |         |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |         |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05 |

#### 5.5.4 内部コミュニケーション

理事長は、会議（臨時の会議を含む。）、業務連絡書等を利用して情報交換を行わせる。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にすること。

#### 5.6 マネジメントレビュー

理事長は、「マネジメントレビュー実施要領」を定め、次の管理を行う。

##### 5.6.1 一般

- (1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、年1回以上マネジメントレビューを実施すること。
- (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行うこと。
- (3) マネジメントレビューの結果の記録を管理すること(4.2.4参照)。

##### 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット

管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットに、次の情報を含めること。

- a) 内部監査の結果
- b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
- c) 保安活動の成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果
- d) 安全文化を醸成するための活動の実施状況(品質管理技術基準規則の要求事項)
- e) 関係法令の遵守状況(品質管理技術基準規則の要求事項)
- f) 是正処置及び予防処置の状況
- g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
- h) 品質保証活動に影響を及ぼす可能性のある変更
- i) 品質保証活動の改善のための提案

##### 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット

理事長は、マネジメントレビューからのアウトプットに、次の事項に関する決定及び処置を含めること。

- a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善
- b) 業務の計画及び実施に必要な改善
- c) 資源の必要性

#### 6. 資源の運用管理

##### 6.1 資源の提供

組織は、保安活動に必要な資源を明確にし、提供すること。

##### 6.2 人的資源

###### 6.2.1 一般



|                                      |                |             |  |
|--------------------------------------|----------------|-------------|--|
| 日本原子力研究開発機構                          |                | 文書番号：QS-P10 |  |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |             |  |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05     |  |

組織は、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、要員の力量を確保すること。

#### 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識

部長は、各部の教育・訓練管理要領を定め、当該要領において、次の事項を明確にすること。

- a) 業務に従事する要員に必要な力量
- b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はOJT等の処置
- c) 教育・訓練又はOJT等の有効性の評価
- d) 自らの活動のもつ意味と重要性の認識及び品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかの認識を確実にする。
- e) 教育・訓練、技能及び経験についての記録を管理すること(4.2.4参照)。

#### 6.3 原子炉施設等

組織は、保安規定で定めた原子炉施設等を維持管理するために必要な設備機器等を明確にし、維持すること。

#### 6.4 作業環境

組織は、業務に必要な作業環境を明確にし、運営管理すること。

### 7. 業務の計画及び実施

#### 7.1 業務の計画

- (1) 所長は、業務に必要なプロセスを計画して、保安活動の二次文書の他、必要な三次文書の中で明確にすること。
- (2) 部長は、業務に必要なプロセスを計画して、各部の業務の計画及び実施に関する要領の他、必要な二次文書又は三次文書の中で明確にすること。
- (3) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性がとれていること。
- (4) 所長及び部長は、業務の計画にあたっては、次の事項のうち該当するものについてその内容を明確にすること。
  - a) 業務・原子炉施設等に対する品質目標及び要求事項
  - b) 業務・原子炉施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性
  - c) 業務・原子炉施設等のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準
  - d) 業務・原子炉施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録
- (5) 業務の計画のアウトプットは、組織の計画の実行に適した様式であること。

|                                      |                |         |
|--------------------------------------|----------------|---------|
| 日本原子力研究開発機構                          | 文書番号：QS-P10    |         |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |         |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05 |

## 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス

### 7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項の明確化

組織は、次の事項を明確にすること。

- a) 地方自治体等と合意した要求事項
- b) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設等に不可欠な要求事項であって既知のもの
- c) 業務・原子炉施設等に関連する法令・規制要求事項
- d) 組織が必要と判断する追加要求事項

### 7.2.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項のレビュー

(1) 組織は、業務・原子炉施設等に対する要求事項をレビューしなければならない。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施すること。

(2) レビューでは以下の事項について確認すること。

- a) 業務・原子炉施設等に対する要求事項が定められている。
- b) 業務・原子炉施設等に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
- c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。

(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を管理すること(4.2.4参照)。

(4) 業務・原子炉施設等に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認すること。

(5) 業務・原子炉施設等に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正すること。

また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にすること。

### 7.2.3 外部コミュニケーション

組織は、保安検査、施設定期検査、及び立入検査等を通じて監督官庁及び地方自治体との外部コミュニケーションを図ること。

## 7.3 設計・開発

設計・開発を行う部長は、各部の設計・開発管理要領を定め、次の事項を管理する。

### 7.3.1 設計・開発の計画

(1) 課長は、原子炉施設等の設計・開発の計画を策定し、管理すること。

(2) 課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にすること。

- a) 設計・開発の段階
- b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性の確認
- c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限

(3) 組織は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てとを確実に

|                                      |                |         |
|--------------------------------------|----------------|---------|
| 日本原子力研究開発機構                          | 文書番号：QS-P10    |         |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |         |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05 |

にするために、設計・開発に關与するグループ間のインタフェースを運営管理すること。

(4) 課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適宜更新すること。

#### 7.3.2 設計・開発へのインプット

(1) 課長は、原子炉施設等の要求事項に關連するインプットを明確にし、記録を管理すること(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含めること。

- a) 機能及び性能に關する要求事項
- b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報
- c) 適用される法令・規制要求事項
- d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

(2) 課長は、これらのインプットについては、その適切性をレビューし承認すること。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないこと。

#### 7.3.3 設計・開発からのアウトプット

(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式であること。また、次の段階に進める前に、承認を受けること。

(2) 設計・開発のアウトプットは、次の状態であること。

- a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
- b) 調達、業務の実施及び原子炉施設等の使用のために適切な情報を提供する。
- c) 關係する検査及び試験の合否判定基準を含むか又はそれを参照する。
- d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設等の特性を明確にする。

#### 7.3.4 設計・開発のレビュー

(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行うこと。

- a) 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。
- b) 評価の結果、問題があった場合は明確にし、必要な処置を提案する。

(2) レビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に關連する部署の代表者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていること。このレビューの結果の記録を管理すること(4.2.4参照)。

#### 7.3.5 設計・開発の検証

(1) 課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施すること。この検証の結果の記録を管理すること(4.2.4参照)。

(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施すること。

|                                      |                |         |
|--------------------------------------|----------------|---------|
| 日本原子力研究開発機構                          | 文書番号：QS-P10    |         |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |         |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05 |

#### 7.3.6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 課長は、結果として得られる原子炉施設等が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施すること。
- (2) 課長は、原子炉施設等を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了すること。ここで、当該原子炉施設等の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においても、設計開発妥当性確認を行わない限りは、使用を開始できない。
- (3) 課長は、妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を管理すること(4.2.4参照)。

#### 7.3.7 設計・開発の変更管理

- (1) 課長は、設計・開発の変更を明確にし、その記録を管理すること(4.2.4参照)。
- (2) 組織は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認すること。
- (3) 組織は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設等を構成する要素及び関連する原子炉施設等に及ぼす影響の評価を含めること。
- (4) 組織は、変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を管理すること(4.2.4参照)。

### 7.4 調達管理

所長は、「原子力科学研究所調達管理要領」を定め、次の事項を管理する。

#### 7.4.1 調達プロセス

- (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にすること。
- (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式と程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
- (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定し必要な場合には再評価すること。要領に選定、評価及び再評価の基準を定める。
- (4) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を管理すること(4.2.4参照)。
- (5) 組織は、設工認に係る調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を定めること。

#### 7.4.2 調達要求事項

- (1) 課長は、調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含めること。
  - a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項

|                                      |                |         |
|--------------------------------------|----------------|---------|
| 日本原子力研究開発機構                          | 文書番号：QS-P10    |         |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |         |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05 |

- b) 要員の適格性確認に関する要求事項
- c) 供給者の品質マネジメントシステムに関する要求事項
- d) 不適合の報告及び不適合の処理に関する要求事項
- e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な事項
- f) その他調達製品に関し必要な事項

- (2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にすること。
- (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させること。

#### 7.4.3 調達製品の検証

- (1) 課長は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施すること。
- (2) 供給者先で検証を実施することにした場合には、課長は、その検証の要領及び調達製品のリリース(出荷許可)の方法を調達要求事項の中に明確にすること。

#### 7.5 業務の実施

部長は、各部の業務の計画及び実施に関する要領を定め、次の事項を管理する。

##### 7.5.1 業務の管理

組織は、業務を管理された状態で実施すること。管理された状態には、該当する次の状態を含むこと。

- a) 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- e) 規定された監視及び測定が実施されている。
- f) リリース(次工程への引渡し)が規定されたとおりに実施されている。

##### 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行うこと。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。
- (2) 課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証すること。
- (3) 課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立すること。
  - a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
  - b) 設備の承認及び要員の適格性確認
  - c) 所定の方法及び手順の適用
  - d) 記録に関する要求事項

|                                      |                |         |
|--------------------------------------|----------------|---------|
| 日本原子力研究開発機構                          | 文書番号：QS-P10    |         |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |         |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05 |

e) 妥当性の再確認

#### 7.5.3 識別及びトレーサビリティ

- (1) 課長は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設等を識別すること。
- (2) 課長は、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設等の状態を識別すること。
- (3) 課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子炉施設等について固有の識別を管理し、その記録を管理すること(4.2.4参照)

#### 7.5.4 組織外の所有物

- (1) 課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、必要に応じ、当該機器等に対する紛失、損傷等の記録を含めてリスト化し、識別し、照合すること(4.2.4参照)。
- (2) 課長は、前項の組織外の所有物について、それが管理下にある間は、原子力安全に影響を及ぼさないように適切に取り扱うこと。

#### 7.5.5 調達製品の保存

課長は、調達製品の検収後、受入から据付(使用)までの間、調達製品を適合した状態のまま保存すること。この保存には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含めること。なお、保存は、取替品、予備品にも適用すること。

#### 7.6 監視機器及び測定機器の管理

監視機器及び測定機器の管理を行う部長は、各部の監視機器及び測定機器の管理要領を定め、部長及び課長は次の管理を行う。

- (1) 部長は、業務・原子炉施設等に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にすること。課長は、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にすること。
- (2) 課長は、監視及び測定 of 要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立すること。
- (3) 課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすこと。
  - a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、その記録を管理すること(4.2.4参照)。
  - b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
  - c) 校正の状態が明確にできる識別をする。
  - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
  - e) 取扱い、保守、保管において、損傷及び劣化しないように保護する。
- (4) 課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録すること。その機器

|                                      |                |         |
|--------------------------------------|----------------|---------|
| 日本原子力研究開発機構                          | 文書番号：QS-P10    |         |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |         |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05 |

及び影響を受けた業務・原子炉施設等に対して、適切な処置をとること。校正及び検証の結果の記録を管理すること(4.2.4参照)。

- (5) 課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認すること。この確認は、最初に使用するのに先立って実施すること。また、必要に応じて再確認すること。

## 8. 評価及び改善

### 8.1 一般

- (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施すること。
- 業務・原子炉施設等に対する要求事項の適合性を実証する。
  - 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
  - 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含めること。

### 8.2 監視及び測定

#### 8.2.1 原子力安全の達成

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーションにより入手すること。
- (2) 組織は、この情報をマネジメントレビュー等で使用すること。

#### 8.2.2 内部監査

理事長は、「原子力安全監査実施要領」を定め、次の事項を管理する。

- (1) 統括監査の職は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため内部監査員の選定を含む監査計画を策定し、毎年度1回以上内部監査を実施すること。内部監査の実施においては、客観性を確保すること。
- 品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、本品質保証計画書の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
  - 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。
- (2) 統括監査の職は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態と重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査の基準、範囲及び方法を規定した内部監査プログラムを策定すること。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。監査員は自らの業務は監査しないこと。
- (3) 原子力安全監査実施要領には、監査の計画の策定及び実施、結果の報告、記録の管理について、それらの責任及び権限並びに要求事項を定めること。

|                                      |                |         |
|--------------------------------------|----------------|---------|
| 日本原子力研究開発機構                          | 文書番号：QS-P10    |         |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |         |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05 |

- (4) 監査及びその結果の記録を管理すること(4.2.4参照)。
- (5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、発見された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置並びに予防処置がとられることを確実にすること。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含めること。

#### 8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う適切な方法を適用しなければならない。
- (2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものであること。
- (3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、原子力安全の達成のために、適宜、修正及び是正処置をとること。

#### 8.2.4 検査及び試験

検査及び試験を行う部長は、各部の試験・検査の管理要領を定め、次の事項を管理する。

- (1) 組織は、原子炉施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、原子炉施設等を検査及び試験すること。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施すること。その結果の記録を管理すること(4.2.4参照)。
- (2) 合否判定基準への適合の証拠を管理すること(4.2.4参照)。記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記すること。
- (3) 業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該対象を原子炉施設等の運転に供してはならない。ただし、運転中であって、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。
- (4) 業務・原子炉施設等の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならない。検査及び試験要員の独立の程度を定めること。
- (5) 部長は(1)から(4)項について各部の試験・検査の管理要領において詳細化を図る。

#### 8.3 不適合管理

安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「不適合管理並びに是正及び予防処置要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに予防処置要領」を定め、次の事項を管理する。

- (1) 組織は、業務・原子炉施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にすること。
- (2) 組織は、不適合の処理に関する管理及びそれに関する責任と権限を定めること。
- (3) 組織は、次のいずれかの方法で不適合を処理すること。
  - a) 発見された不適合を除去するための処置をとる。
  - b) 権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することができる。



|                                      |                |             |  |
|--------------------------------------|----------------|-------------|--|
| 日本原子力研究開発機構                          |                | 文書番号：QS-P10 |  |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |             |  |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05     |  |

c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。

d) 引渡し後に不適合が検出された場合には、組織は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとること。

(4) 組織は、不適合の性質の記録を管理すること(4.2.4参照)。

(5) 組織は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合性を実証するための再検証を行うこと。

#### 8.4 データの分析

(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析すること。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の該当する情報源からのデータを含めること。

(2) 組織は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を得ること。

a) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方

b) 業務・原子炉施設等に対する要求事項への適合性

c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスと原子炉施設等の特性及び傾向

d) 供給者の能力

#### 8.5 改善

##### 8.5.1 継続的改善

組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること。

##### 8.5.2 是正処置

安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「不適合管理並びに是正及び予防処置要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに予防処置要領」を定め、次の事項を管理する。

(1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとること。

(2) 是正処置は、発見された不適合のもつ影響に見合うものであること。

(3) 次の事項に関する要求事項を規定すること。

(設工認に係る是正処置は、根本原因分析に関する要求事項を含む。)

a) 不適合の内容確認

b) 不適合の原因の特定

c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価

d) 必要な処置の決定及び実施

e) 是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録

f) 是正処置において実施した活動のレビュー

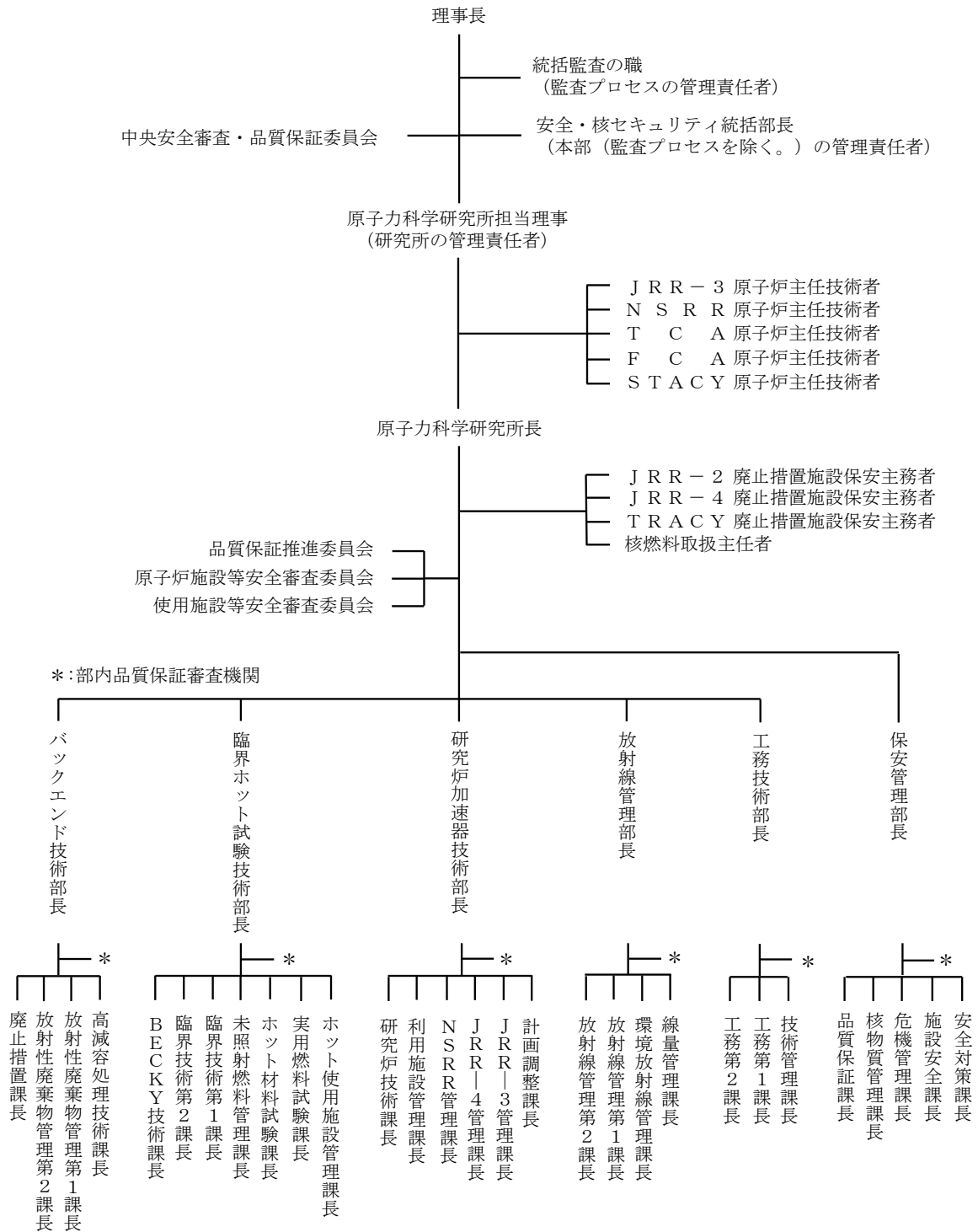
|                                      |                |             |  |
|--------------------------------------|----------------|-------------|--|
| 日本原子力研究開発機構                          |                | 文書番号：QS-P10 |  |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |             |  |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05     |  |

### 8.5.3 予防処置

安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「不適合管理並びに是正及び予防処置要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに予防処置要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」を定め、次の事項を管理する。

- (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び研究所外から得られた原子炉の運転等及び核燃料物質の使用等に係る技術情報の取得・活用を含め、その原因を除去する処置を決めること。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の組織と共有することも含まれる。
  - (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に見合ったものであること。
  - (3) 組織は、次の事項に関する要求事項を規定すること。  
(設工認に係る予防処置は、根本原因分析に関する要求事項を含む。)
- a) 起こり得る不適合及びその原因の特定
  - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
  - c) 必要な処置の決定及び実施
  - d) 予防処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録
  - e) 予防処置において実施した活動のレビュー
  - f) 他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置

|                                      |                |             |
|--------------------------------------|----------------|-------------|
| 日本原子力研究開発機構                          |                | 文書番号：QS-P10 |
| 文書名 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書 |                |             |
| 制定日：2017年4月1日                        | 改訂日：2018年7月18日 | 改訂番号：05     |



別図1 品質保証組織体制図

